

# 道路位置確認の手引き

(令和5年4月版)

担当部署 都市整備部 建築指導課 道路調査係

電話番号 03-3579-2576

## 1. 目的

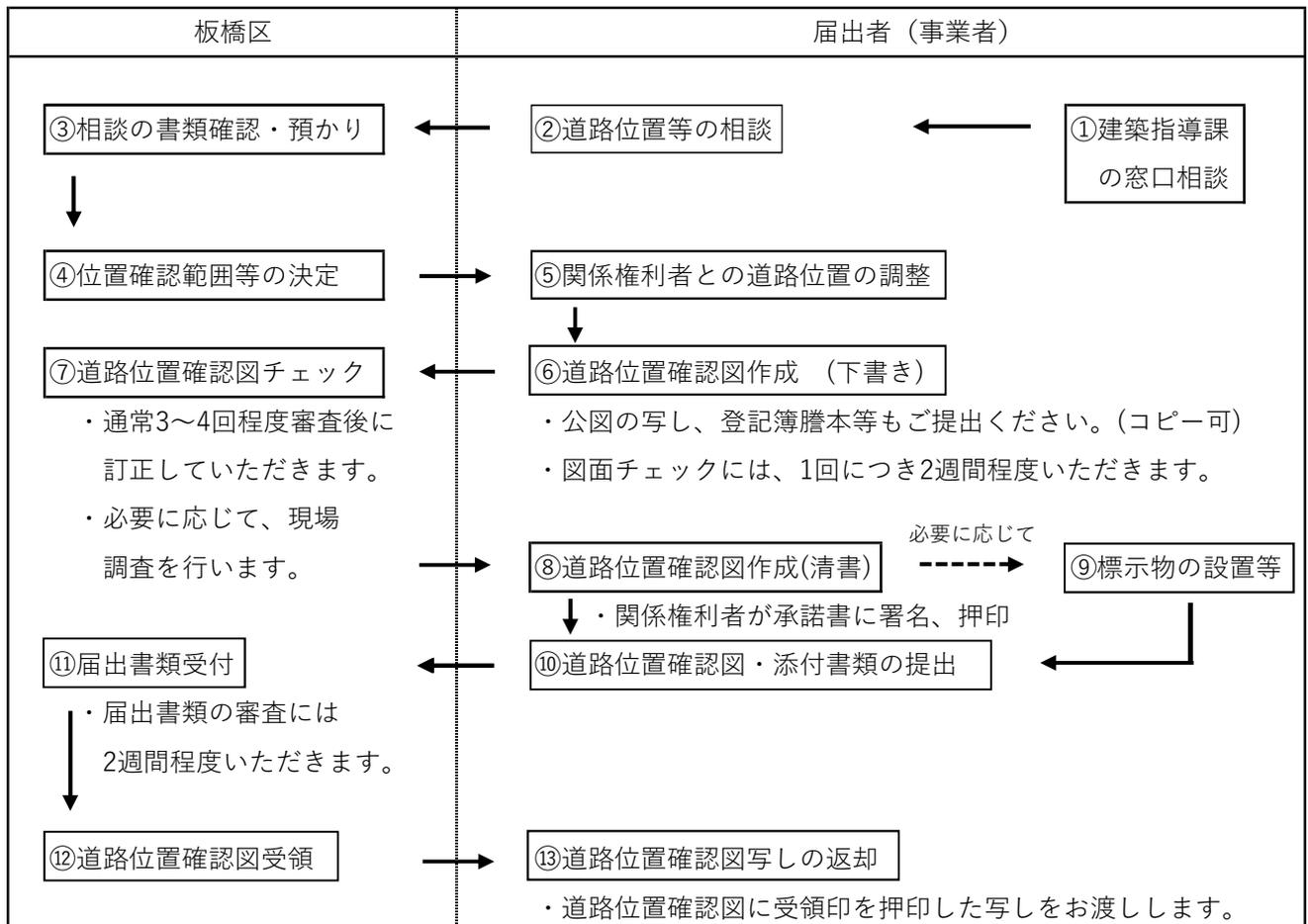
過去の位置指定道路には、「位置指定申請図」と現況の道路の形状が異なる場合があります。しかし、位置指定道路の幅員を確保すること、道路位置を正確に守ることは重要となります。位置指定道路の位置を明確にする方法の一つとして道路位置確認があります。ただ、道路位置確認をすることは任意であり、「位置指定申請図」に対し、位置確認する範囲も任意となります。道路位置確認をした範囲は、正式な位置指定道路の位置として取り扱うものとし、情報公開請求により、「道路位置確認図」を発行いたします。

なお、「位置指定申請図」と現況の道路が大きく異なる場合等については、道路位置確認を行えない場合があります。その場合は、位置指定道路の変更等の手続きが必要となります。

道路位置確認をせず、「位置指定申請図」と現況の道路の形状が一致しない場合、暫定的に対岸の元道から一方後退により道路位置を決めていただきます。その他の取り扱いがある場合は、道路の位置の再現等、窓口にてご案内いたしますが、過去の取り扱いや隣接地の建築計画概要書がない場合もあります。

※「道路位置確認」とは関係権利者間で既存の位置指定道路の位置を確認し、関係管理者の承諾及び板橋区都市整備部建築指導課での確認をもって位置指定道路の位置として認める行為。

表1 道路位置確認の手続きの流れ

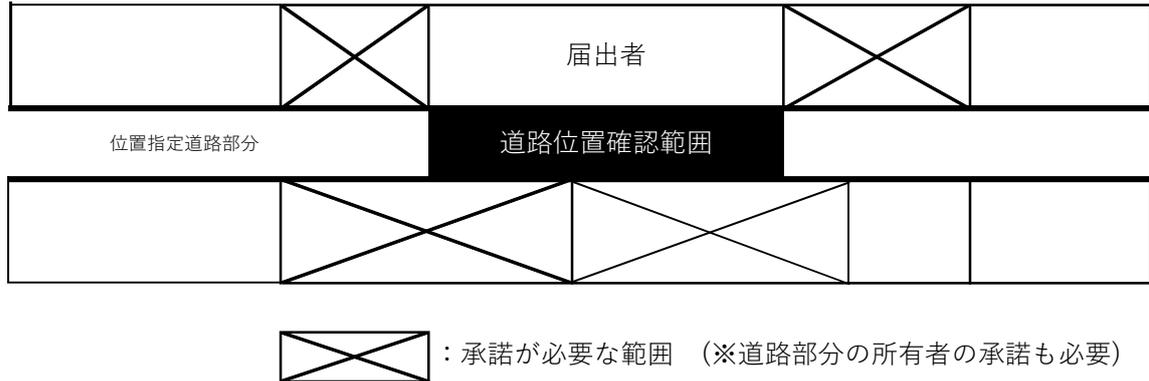


## 2. 承諾について

承諾範囲は道路位置確認をする範囲により異なります。承諾を必要とする最小の範囲は図1のとおり、届出者敷地の両隣及び向側になります。また、道路部分の所有者の承諾も必要です。承諾が必要な範囲については区職員に十分に確認してください。

承諾が必要な関係権利者は、土地所有者及び建物所有者です。建物所有者の承諾は道路位置確認する位置指定道路の線形が、既存の建物にかかる場合に必要となります(塀等の所有者も含まれます。)建物にかからない場合は、建物所有者の承諾は必要ありません。

図1 承諾範囲イメージ



## 3. 届出に必要な書類

届出に必要な書類は下記の表2となります。登記簿謄本、印鑑証明書は届出日より3ヶ月以内のものとしてください。届出された道路位置確認図の正本に個人情報保護のためマスキングしたものを情報公開請求により交付します。

表2 必要書類一覧

図書名	正本	備考
道路位置確認図	1部	折り曲げないようにしてください。用紙サイズの指定はありませんが、縮尺は記載例のとおりにして下さい。
土地、建物の登記簿謄本 (全部事項証明書)	各1部	承諾範囲の土地及び建物の全てについて必要となります。
住民票	各1部	登記簿上の住所と異なる場合に必要となります。原本還付可。
印鑑登録証明書	1部	届出者のみ必要となります。原本還付可。
その他	—	相続関係やその他の事情がある場合は、戸籍謄本、遺産分割協議書写し、報告書等が必要になります。他に必要書類があるかは、区職員に確認してください。

## 4. 留意事項

- ・官民境界が未確定での位置確認は、官民境界確定が必要になる場合があります。未確定で位置確認を進める場合は、周りの官民境界確定状況、現状の道路状況を確認のうえ、区職員に相談してください。
- ・法第42条第2項道路に接している場所での位置確認の場合は、事前に細街路整備協議が必要になる場合があります。位置指定申請図と2項道路後退位置が合っているかなど確認し、区職員に相談してください。